



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年1月19日火曜日 第2740号

◇ 目 次 ◇ 告 示

東予港港湾計画の変更の概要.....(港湾海岸課).....22
 道路の区域変更(一般国道319号).....(東予地方局四国中央土木事務所).....23
 道路の供用開始(").....(").....23

監査公表

監査結果に基づく措置の公表.....(監査事務局).....23

告 示

○愛媛県告示第52号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、東予港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成28年1月19日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 港湾計画の変更の概要

東予港港湾計画の変更の概要(平成8年1月愛媛県告示第98号)及び東予港港湾計画の変更の概要(平成26年4月愛媛県告示第559号)によりその概要を告示した東予港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 臨港交通施設計画

道路

既定計画を変更する事項

名称	起 点	終 点	車線数
臨港道路 中央港線	新中央岸壁	県道 壬生川港小松線	2

(2) 港湾環境整備施設計画

緑地

既定計画を変更する事項

地区名	面積(ヘクタール)
中 央	3

(3) 土地造成計画

追加する事項

地区名	面積(ヘクタール)
中 央	1(1)

注 () の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画を示す。

(4) 土地利用計画

既定計画を変更する事項

地区名	面積(ヘクタール)	用 途
中 央	3(3)	ふ頭用地
	4(4)	港湾関連用地
	149(149)	工業用地
	2(2)	交通機能用地
	3(3)	緑地

注 () の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画を示す。

(5) その他の計画

小型船だまり計画

既定計画を変更する事項

地区名	港 湾 施 設
壬 生 川	防波堤

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山2601番2から 同町上山1006番まで	旧	メートル 5 3～10 3	キロメートル 0.157	
			新	12 4～84 2	0.122	

○愛媛県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山2601番2から 同町上山1006番まで	平成28年 1月19日

監 査 公 表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年 1月19日

愛媛県監査委員 佐 伯 満 孝
同 徳 永 繁 樹
同 山之内 芳 夫
同 渡 部 浩

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
障 害 福 祉 課	平成26年 8月11日

（監査の結果）

1 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
19年度 及び 20年度	1 者	329,000	平成25年度決算による

2 職員（1名）の出張について、旅行命令権者が発した旅行命令とは異なる交通手段を利用してはいたが、当該出張に係る旅費について、出張者は、実際に利用した自家用車の行程により計算した旅費を請求すべきであったにもかかわらず、旅行命令に基づく航空機利用（自己手配）等の行程により計算した旅費を請求し、さらに、所属において現に支払った航空賃の額を領収書等により確認しなかったため、16万5千14円が過支給となっていた。

（措置の内容）

1 年金受給権者死亡届提出の遅延により発生した心身障害者扶養共済制度年金の過払い分について、県がその事実を知った平成20年6月か

ら年金受給権者の遺族に対し過払分の返還を求めているところである。
納入義務者から平成21年4月に県に対して履行期限延期申請書の提出があったため、分割納付を認めている。

平成26年度も一部返済されており、引き続き生活状況の把握に努め、債権回収を行うこととしたい。

2 当該過支給額については、返還手続きをとり、平成26年8月19日に返納された。

なお、再発防止策として、次のとおり取り扱うこととした。

- (1) 私事旅行等により自己手配を伴う場合は、領収書等の保管を徹底するとともに、復命書を作成する際に、必ず領収書等を添付させ、受載後はそれぞれ原本を庶務担当者に提出させる。
- (2) 各係長は、係員の出張を常に把握するとともに、自己手配を伴う場合は、領収書等の原本が添付され、旅行命令の内容と相違ないことを確認する。
- (3) 庶務担当者は、定期的に、県外出張に係る復命書の提出と自己手配に係る領収書等の添付がなされているか確認する。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
企 業 立 地 課	平成26年 8月 6 日

（監査の結果）

収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
19年度	1 者	34,796,000	平成25年度決算による

（措置の内容）

債務者のA社は、豚肉の差額関税脱税事件を起こし、国税当局の差押えを受け、休眠状態となったため未収となっているものであるが、未だ

に返納されていない。

今後も社長への定期的な訪問や税関との協議を続けるなど、鋭意、返還金の回収に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
労 政 雇 用 課	平成26年 8月 6日

(監査の結果)

収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
14～18年度	1者	43,500	平成25年度決算による

(措置の内容)

未償還金の回収に努めた結果、昨年度は収入未済額43,500円のうち8,700円が納入されたが、その後は納入されていない。

今後とも、催告を継続するほか、分納納入の指導を行うなど、早期完納に向け努力してまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成26年 7月14日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	85,817,667	196,159,770	281,977,437	金額は各年度の決算による
24年度	100,434,954	250,265,072	350,700,026	
差引増減	14,617,287	54,105,302	68,722,589	

(措置の内容)

平成26年度現年度課税分については、自動車税納期前納付キャンペーン(啓発活動、コンビニ収納の実施等)や口座振替の推進、広報等による啓発などにより納期前自主納税の促進に努めたほか、差押・タイヤロック等積極的に滞納処分を実施したが、個人県民税の収入未済額が増加したこともあり、出納閉鎖時の未収金は90,771,610円となり、前年度に比べて4,953,943円増加した。

平成26年度の滞納繰越分については、滞納整理方針及び数値目標に基づき計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進、局独自文書催告などを実施し、滞納整理に努力したほか、平成24年度から本局管内で、さらに平成26年度からは支局管内でも取り組んだ「県・市町税務職員の相互併任」による個人県民税等の滞納案件に係る徴収確保等により、平成26年度に繰越した未収入金281,977,437円が平成27年3月31日現在で152,161,656円に減少した。

これらの取組の結果、現年度分、滞納繰越分を合わせた収入未済額は、平成25年度末の281,977,437円から、平成26年度末には242,933,266円となり、39,044,171円、13.85%の減少となっている。

今後とも、納税秩序を確立し、収税の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
26年度	90,771,610	152,161,656	242,933,266	平成27年5月31日現在
25年度	85,817,667	196,159,770	281,977,437	
差引増減	4,953,943	43,998,114	39,044,171	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 建 設 部	平成26年 4月15日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	803,500	769,400	1,572,900	金額は各年度の決算による
24年度	801,000	1,305,800	2,106,800	
差引増減	2,500	536,400	533,900	

(措置の内容)

平成25年度未現在の県営住宅貸付料収入未済額(1,572,900円(21名))については、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付・呼出し・訪問等納付指導に努めた結果、滞納繰越分(平成18年度、20年度)429,200円(2名)及び現年度分(平成25年度)659,500円(16名)計1,088,700円(18名)の納付があり、平成26年度末の繰越金の収入未済額は484,200円(3名)となっている。

繰越金の収入未済額のうち(平成19年度～20年度分)282,000円(1名)については、退去者に係るものであり、現在、南予地方局建設部管理課において管理し、督促等を行っている。

また、現在の入居者で25年度以前分を滞納している者は2名おり、平成24年度分58,200円を滞納している者については、一部納付があったが、引き続き督促及び納付指導を行っている。平成25年度分144,000円を滞納している者については、訪問、督促等を行ってきたが、指定期日までに納付がなかったため、明渡し手続きを取ることとしている。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の回収に努めたい。

区 分	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	備 考
25年度	144,000	340,200	484,200	平成27年5月31日現在

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 八 幡 浜 土 木 事 務 所	平成26年 7月16日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	158,400	946,900	1,105,300	金額は各年度の決算による
24年度	104,600	931,000	1,035,600	

差引増減	53,800	15,900	69,700
------	--------	--------	--------

(措置の内容)

平成25年度から26年度に繰り越された1,105,300円については、平成26年度中に行った督促及び不納欠損により、163,900円減少し、941,400円となった。

また、平成26年度末に新たに発生した収入未済額96,300円については、出納閉鎖後の粘り強い督促等により、全額納入された。

この結果、平成27年8月20日現在の収入未済額は、941,400円となっている。

今後も、粘り強く督促を続け、収入未済額の縮減及び納期限内の収入確保に努めてまいりたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
26年度	96,300	941,400	1,037,700	平成27年5月 31日現在
25年度	158,400	946,900	1,105,300	
差引増減	62,100	5,500	67,600	